

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告する。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 組合の名称

三島駅南口東街区A地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

認可公告の日から令和11年3月まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

三島市一番町2785番10、3200番7、3200番8、3200番9、3200番10、3200番11、3200番12、3200番13、3200番14、3200番15、3200番41、3200番54、3200番55、3200番56、3200番78、3200番79、3200番80、3200番82、3200番83、3200番84、3200番85、3200番86、3200番87、3200番88、3200番89、3200番90、3200番91、3200番92、3200番93、3200番96、3200番97、3200番99、3200番107、3200番108、3200番109、3200番130、3200番131、3200番132、3200番133、3200番141、3200番147、3200番148、3200番155、3200番165、3200番166、3200番169、3200番170、3200番172、3200番174

道路 3・4・27 小山三軒家線の一部、3・5・38 南町文教線の一部

4 事務所の所在地

三島市大宮町三丁目18番2号

5 設立認可の年月日

令和4年5月31日

6 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和7年10月3日